

目黒区都市計画施設図

目黒区

東京都施行
補助第26号線
(延長550m幅員20~33m)
※目黒区は交差点部分のみ
H18.12.15~R8.3.31

東京都施行
補助第26号線
(延長975m幅員20~33m)
※目黒区内 約200m
R元.7.18~R13.3.31

都市計画公園および都市計画緑地

番号	名称	種別	番号	名称	種別
1	大塚山	街区公園	21	駒場	近隣公園
2	油面	"	22	田道	"
3	目黒不動	"	23	西郷山	"
4	清水池	"	24	駒場二丁目	地区公園
5	田向	"	25	中目黒二丁目	近隣公園
6	中根	"	26	目黒	総合公園
7	森町	"	27	駒沢	運動公園
8	宮前	"	28	東山まちかど	特殊公園
9	田切	"	29	雀のお宿	緑地
10	伊勢脇	"	30	中央町二丁目	"
11	東山	"	31	中目黒五丁目	"
12	三田二丁目	"	32	中町	"
13	東山三丁目	近隣公園	33	青葉台二丁目	"
14	富士見台	街区公園	34	南一丁目	"
15	大岡山一丁目	"			
16	下目黒二丁目	"			
17	中町二丁目	"			
18	八幡	"			
19	碑文谷	地区公園			
20	大岡山	近隣公園			

生産緑地地区

番号	地区名	面積(m ²)	番号	地区名	面積(m ²)
⑦	碑文谷	約 2,200	⑮	柿の木坂	約 530
⑧	東が丘	約 1,760	⑯	八雲	約 810
⑨	東が丘	約 1,750	⑳	八雲	約 1,650
⑩	東が丘	約 1,230	㉑	八雲	約 5,500
⑪	八雲	約 990	㉒	自由が丘	約 580
⑫	八雲	約 1,310			
⑬	八雲	約 520			

※番号の①~⑥、⑪、⑬、⑮、⑱、㉑、㉒は廃止により削除

都市計画道路計画・事業決定年月日等

名称	計画決定年月日 告示番号	事業中道路 事業決定年月日および告示番号
放射3号	S21.3.26戦後第3号	—
4号	S21.3.26戦後第3号	—
環状6号	S21.3.26戦後第3号 変R6.3.6都告第200号	H12.12.28建告第2508号(青葉台)
7号	S21.3.26戦後第3号	—
補助5号	S21.4.25戦後第15号	—
18号	S21.4.25戦後第15号	—
19号	S21.4.25戦後第15号	—
26号	S21.4.25戦後第15号	H18.12.15開整局告第447号(駒場-東北沢-) H19.9.6開整局告第295号(中央町) R1.7.18開整局告第18号(駒場-代沢)
30号	S21.4.25戦後第15号 変H6.10.25区告第277号	—
46号	S21.4.25戦後第15号	H21.9.2開整局告第298号(目黒本町五丁目) H27.2.6開整局告第34号(原町一丁目、洗足一丁目)
47号	S41.7.30建告第2428号	—
48号	S21.4.25戦後第15号	—
49号	S21.4.25戦後第15号	—
50号	S21.4.25戦後第15号	—
52号	S21.4.25戦後第15号	—
127号	S22.11.26戦後第128号	R4.9.15区告第599号(自由が丘一、二丁目)
207号	S41.7.30建告第2428号	—
208号	S41.7.30建告第2428号	—
209号	S41.7.30建告第2428号	—
311号	H1.1.20区告第10号	—
都市高速道路 中央環状新宿線	H2.8.13建告第934号 変H11.4.30都告第607号	—
都市高速道路 中央環状品川線	H16.11.15都告第1592号	—
都市高速道路 第3号線	S34.8.18建告第1533号	H28.4.28 都告第913号 (池尻~三軒茶屋)

※上空部分
首都高速道路(株)施行
首都高速3号線
(池尻~三軒茶屋)
(延長約1.5km)
H28.4.28~H40.3.31
(R10.3.31)

東京都施行
補助第26号線
(延長760m幅員20~23m)
H19.9.6~R8.3.31

東京都施行
補助第46号線
(延長510m幅員20m)
H21.9.2~R7.3.31

東京都施行
補助第46号線
(延長550m幅員20m)
H27.2.6~R8.3.31

目黒区施行
補助第127号線
(延長145m幅員15m)
R4.9.15~R11.3.31

凡例	
● 都市計画道路	
都市計画 区事業	未着手もしくは概成していない区間
都市計画 区事業	概成区間(注)
都市計画 区事業	第4次事業化計画区間 平成28年度~37年度 (令和7年度)
都市計画 区事業	事業区間
都市計画 区事業	完 成
● 首都高速道路中央環状新宿線・品川線	
地下部分	
● その他都市計画施設	
都市計画公園・緑地	
生産緑地	
河川(目黒川、立会川、 呑川の一部)	
駅付近広場	
目黒ごみ焼却場	

(注)都市計画道路の概成区間とは、計画幅員に対して次の出来型を有する区間です。
○計画幅員15m以上の場合、出来型幅60%以上、または18m以上
○計画幅員15m未満の場合、出来型幅8m以上

100m 50 0 100 200 300 400 500 600m